

(社)日本建築構造技術者協会  
建築構造士運営積立金に関する規定

2001年1月19日制定

- 第1条（名称） 本積立金は「建築構造士運営積立金」（以下「構造士積立金」という）と称し、社団法人日本建築構造技術者協会（以下「協会」という）内におく。
- 第2条（目的） 構造士積立金は、建築構造士制度の健全な発展と振興を図るための諸活動を行うことにより、わが国の建築構造技術の発展、振興に寄与することを目的とする。
- 第3条（資金） 構造士積立金の原資は、協会の本会計からの出資金及び個人又は法人からの拠出金をもって充当する。
- 第4条（対象） 構造士積立金は原則として下記の活動に必要な事業費に充当する。  
(1) 建築構造士の社会的認知の向上、発展に資する事業  
(2) 建築構造設計監理に関する技術発展に資する事業  
(3) 建築学生等若手構造志望者の育成に資する事業  
(4) その他本会が必要と認める建築構造士の発展にかかわる事業
- 第5条（会計） 構造士積立金については原則として、毎年度の事業計画、予算において定め、その管理は会長が行う。
- 第6条（報告） 会長は、構造士積立金による成果を年度ごとの総会に報告する。
- 第7条（付則） 本規定の改廃は理事会の議決により行う。

(社)日本建築構造技術者協会  
記念行事積立金に関する規定

2001年1月19日制定

- 第1条（名称） 本積立金は「記念行事積立金」と称し、社団法人日本建築構造技術者協会（以下「協会」という）内におく。
- 第2条（目的） 記念行事積立金は、協会の設立と発展を記念する行事の円滑な実施を図るための諸活動を計画的に行うことにより、協会の発展、振興に寄与することを目的とする。
- 第3条（資金） 記念行事積立金の原資は、協会の本会計からの出資金及び個人又は法人からの拠出金をもって充当する。
- 第4条（対象） 記念行事積立金は原則として下記の活動に必要な事業費に充当する。  
(1) 協会の社会的認知の向上、発展に資する事業  
(2) 建築構造設計監理に関する社会的認知の向上に資する事業  
(3) 建築学生等若手構造志望者の育成に資する事業  
(4) その他本会が必要と認める協会の発展にかかわる事業
- 第5条（会計） 記念行事積立金については、毎年度の事業計画、予算において定め、その管理は会長が行う。
- 第6条（報告） 会長は、記念行事積立金による成果を年度ごとの総会に報告する。
- 第7条（付則） 本規定の改廃は理事会の議決により行う。

(社)日本建築構造技術者協会  
災害対策積立金に関する規定

2001年1月19日制定  
2007年5月25日改訂

- 第1条（名称） 本積立金は「災害対策積立金」（以下「災害積立金」という）と称し、社団法人日本建築構造技術者協会（以下「協会」という）内におく。
- 第2条（目的） 災害積立金は、自然災害に加え、人為的原因によって協会の存続に関わる災害時(以下災害という)における必要な支援活動、効果的で計画的な調査研究等の諸活動を行うことにより、わが国の建築構造技術の発展，振興に寄与することを目的とする。
- 第3条（資金） 災害積立金の原資は、協会の本会計からの出資金及び個人又は法人からの拠出金をもって充当する。
- 第4条（対象） 災害積立金は原則として、下記の活動に必要な事業費に充当する。  
(1) 災害時における技術支援等に資する事業  
(2) 災害時における建築構造技術の調査研究  
(3) その他本会が必要と認める災害対策の発展にかかわる事業
- 第5条（会計） 災害積立金については原則として、毎年度の事業計画、予算において定めて執行するものとする。  
但し、予想しない大災害が発生した場合には、会長が計画を定めて実施することができるものとする。この場合、直近の理事会において事後承認を得るものとする。
- 第6条（報告） 会長は、災害積立金による成果を年度ごとの総会に報告する。
- 第7条（付則） 本規定の改廃は理事会の議決により行う。

(社)日本建築構造技術者協会  
国際技術交流積立金に関する規定

2007年5月25日制定

(名称)

第1条 本積立金は「国際技術交流積立金」(以下「国際積立金」という)と称し、  
社団法人日本建築構造技術者協会(以下「協会」という)内におく。

(目的)

第2条 国際積立金は、会員等の国際交流、並びに建築構造技術に関する国際的な交流に資する諸活動を行うことにより、わが国はもとより世界の建築構造技術の振興・発展に寄与することを目的とする。

(資金)

第3条 国際積立金の原資は、協会の本会計からの出資金及び個人又は法人からの拠出金をもって充当する。

(対象)

第4条 国際積立金は原則として、下記の国際交流活動に必要な事業費に充当する。

- (1) 海外で活躍中の設計者、研究者等の招聘
- (2) 海外からの訪日視察団等に対する助言、交歓等
- (3) 本会役員、委員等の国際会議等の行事への派遣
- (4) その他本会が必要と認める国際交流にかかわる事業

(会計)

第5条 国際積立金については、毎年度の事業計画、予算において定め、その管理は会長が行う。

(報告)

第7条 会長は、国際積立金による成果を年度ごとの総会に報告する。

(付則)

第8条 本規定の改廃は理事会の議決により行う。

(社)日本建築構造技術者協会  
事務所整備等積立金に関する規定

2007年5月25日制定

(名称)

第1条 本積立金は「事務所整備等積立金」(以下「整備積立金」という)と称し、社団法人日本建築構造技術者協会(以下「協会」という)内におく。

(目的)

第2条 整備積立金は、協会活動に必要な事務室、諸設備を整備し、協会運営が円滑に行えることを目的とする。

(資金)

第3条 整備積立金の原資は、協会の本会計からの出資金及び個人又は法人からの拠出金をもって充当する。

(資金)

第4条 整備積立金は原則として、下記の活動に必要な事業費に充当する。

- (1)業務遂行上支障が出る事態になった場合の事務所移転、改修
- (2)事務所に必要な事務機器、家具備品類の整備等

(会計)

第5条 整備積立金については原則として、毎年度の事業計画、予算において定めて執行するものとする。

但し、予想しない事態が発生した場合には、運営会議の承認を得て実施できるものとする。  
この場合、直近の理事会において事後承認を得るものとする。

(報告)

第6条 会長は、事務所整備等積立金による成果を年度ごとの総会に報告する。

(付則)

第7条 本規定の改廃は理事会の議決により行う。